

韓国知的財産ニュース 2018 年 1 月前期

(No. 358)

発行年月日：2018 年 1 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 第4次産業革命に関するデザインの優先審査を実施
- 1-2 特許庁、中小・ベンチャー企業の革新成長の支援に向けた特許手数料システムを改変

関係機関の動き

- 2-1 2017年弁理士試験合格者、実務修習集合教育を開始
- 2-2 第53回発明の日の記念式で授与する発明有功者および今年の発明王の申請を始める
- 2-3 2018年に新しく変わる知的財産制度
- 2-4 核心特許で武装した中小企業、革新成長をリードする
- 2-5 知能情報社会の主導権を確保するための標準特許創出を支援

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 環境配慮型政策を追い風に、リチウム二次電池に関するPCT国際特許出願が活発
-

法律、制度関連

1-1 第4次産業革命に関するデザインの優先審査を実施

韓国特許庁(2018.1.2)

韓国特許庁は、人工知能、モノのインターネットなど第4次産業革命に関する技術を活用したデザイン登録出願に対して優先審査(*)を実施し、早期に権利を与えることで、企業の競争力を高めることができるよう、デザイン保護法施行令を改正し、2018年1月2日から施行すると発表した。

*デザイン保護法施行令第6条で規定するデザイン登録出願に対しては他のデザイン登録出願より優先して審査

これまで特許庁は、政府施策や産業環境の変化に合わせて優先審査の対象を継続的に拡大しており、現在、15種類(*)の項目が優先審査の対象として規定されている。今回のデザイン保護法施行令の改正も第4次産業革命が本格化することで、関連分野のデザイン登録出願に対して迅速な審査サービスを提供し、企業の競争力を高めることができるよう改正を実施した。

*デザイン保護法施行令第6条

一般的にデザイン審査には出願後5カ月以上の期間がかかるが、優先審査を実施すると、2カ月以内にデザイン登録するかどうかの決定書を受け取ることが可能になる。そこで、企業などの出願人は、デザイン権を早急に確保し、製品の生産や販売を急速に進行させることで、企業の競争力を高めることができる。

今回のデザイン保護法施行令の改正により、優先審査を受けたい企業などの出願人は、優先審査申請書と、第4次産業革命に関する技術を活用したデザインであることを証明する書類又は説明書を添付して提出すれば良い。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「今回のデザイン保護法施行令の改正により、第4次産業革命に関する技術を活用したデザイン権利を早急に確保し、企業や国の競争力を高める礎になることを希望している」とし「今後も国家政策と産業の変化に素早く対応し、時宜にかなって法制度などを改正していきたい」と述べた。

1-2 特許庁、中小・ベンチャー企業の革新成長の支援に向けた特許手数料システムを改変

韓国特許庁(2018.1.15)

韓国特許庁は、昨年に策定した「第4次産業革命時代における知的財産政策の方向」により、中小・ベンチャー企業の革新成長を促進するために特許手数料システムの改変を盛り込んだ「特許料などの徴収規則一部改正令案」を立法予告すると発表した。

改正案によると、特許庁は特許創出活動を活発にしている中小・ベンチャー企業が技術革新を通じてより良い特許を創出できるよう、中小・ベンチャー企業が納付した手数料総額の10%から最大50%までを返す「特許成長リワード」制度を導入する。

また、中小・ベンチャー企業が創出した特許（実用新案、デザインを含む）の年金登録料（*）を半額納付に変えることで、特許出願から権利維持までの全区間における経済的負担を軽減する。これで、中小・ベンチャー企業の競争力強化をけん引する予定である。

*特許権・実用新案権・デザイン権の設定登録以降、4年目から権利維持のために毎年、1年分を納付する登録料

「特許成長リワード」制度とは、中小・ベンチャー企業が特許創出活動を行って特許庁に納付する年間（毎年1月1日から12月31日）手数料（*）の総額が一定の基準を超過した場合、特許庁が該当企業にインセンティブを提供し、これを今後、他の手数料を納付する時に使えるようにし、中小・ベンチャー企業の革新活動を奨励する制度を意味する。

*（特許創出活動に係る手数料）審査請求料、最初3年分の登録料

中小・ベンチャー企業など（*）に対する特許、実用新案、デザインの年金登録料減免制度も大幅に見直される。

*個人（出願人と発明者が同じである場合）、中小企業、公共研究機関、地方自治体

これまで中小企業・ベンチャー企業などは、特許登録以降9年目まで年金登録料の減免（30%）を受けてきた。しかし、減免の割合や期間を大幅に見直す今回の改正案が施行されると、特許登録後の全期間、年金登録料は半額納付となる。

*（現行）最初設定登録料（1～3年目）は70%減免、4年～9年目の年金登録料は30%減免

→ (改正案) 最初登録料 (1~3 年目) は 70%減免、4 年~20 年目の年金登録料は 50%減免

こうなると、中小・ベンチャー企業が保有する特許 1 件を 20 年間、権利維持するために必要な登録料全額が従来の 836 万ウォン (*) から 445 万ウォンレベルに減ることで、特許維持費用の負担が軽減される。これにより、中小・ベンチャー企業が核心特許を戦略的に長期間、保有する割合が増加すると見込まれる。

* 中小企業の特許 1 件当たり保有する請求項 (発明の保護範囲) 数が 6 つである場合

これとともに、特許庁は、中小・ベンチャー企業が職務発明補償の優秀な企業や知的財産経営認証企業に選ばれると、4 年~6 年分の年金登録料をさらに 20%減免する制度を、今年 2 月まで一時的に運営する予定であったが、中小企業の職務発明補償制度の導入と知的財産経営の拡大を図るために 2022 年まで 4 年間延長運営することにした。

この改正案の立法予告期間は 1 月 15 日から 2 月 26 日までであり、法制処の審査を経て 2018 年 4 月から施行する予定である。

詳細については特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) および統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) で確認できる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「今回の改正案は第 4 次産業革命の時代を迎え、中小・ベンチャー企業が革新成長を加速できるように特許手数料を減らすことに焦点を当てた」とし、「これは、中小・ベンチャー企業の知的財産に基づく企業経営に非常に役立つだろう」と見通した。

関係機関の動き

2-1 2017 年弁理士試験合格者、実務修習集合教育を開始

韓国特許庁(2018.1.2)

韓国特許庁国際知識財産研修院は 1 月 2 日午前、第 54 回弁理士試験合格者など 218 人 (*) を対象に入校式を行い、2 月 22 日までの 8 週間、弁理士実務修習集合教育を実施すると発表した。

* 54 回 (2017) 弁理士試験合格者 205 人、53 回 (2016) 合格者 9 人、51 回 (2014) 合格者 1 名、6 回 (2017) 弁護士試験合格者 3 人

教育生は、集合教育期間に弁理士として備えるべき基本素養および国内外の知的財産関連制度を学び、特許・商標・デザインに関する出願・審判・審決取消訴訟など、弁理士の業務を行うための実習教育を受ける。

教育時間数は計 281 時間であり、科目別では素養教育（14 時間）、産業財産権法の実務（60 時間）、産業財産権出願の実務（129 時間）、審判・訴訟の実務（78 時間）からなっている。

特に、実務・実習中心の教育を運営するために、教育時間の半分を実際、弁理士の業務で活用される出願書・明細書および審判請求書の作成などの実習時間（140 時間、全体の教育時間の 49.8%）で編成した。

教育生は今回の 8 週間の集合教育を通じ、弁理士業界の専門家が現場で蓄積した経験やノウハウを伝授されるため、実務能力を大幅に向上させることができるとみられる。

集合教育を修了した教育生は、今後、特許事務所および産業財産権業務を行う法律事務所・公共機関などの研修機関で 6 カ月間の現場研修を終えた後、弁理士としての業務を始めることができる。

※2016 年に改正された（2016 年 1 月 27 日改正、2016 年 7 月 28 日施行）弁理士法（第 3 条）により、弁理士試験合格者および弁護士資格者が弁理士資格を取得するためには、研修院で実施する集合教育 250 時間および現場の研修機関での 6 カ月間の研修を終えなければならない。

特許庁国際知識財産研修院長は、歓迎の辞で教育生の入校を心から歓迎しつつ、「この教育に参加した教育生が研修院での所定の教育課程を誠実に修了し、国民に最高の知的財産サービスを提供する専門家になってほしい」と述べた。

2-2 第 53 回発明の日の記念式で授与する発明有功者および今年の発明王の申請を始める

韓国特許庁(2018.1.8)

韓国特許庁と韓国発明振興会は、第 53 回発明の日（2018 年 5 月 19 日）を記念し、2 月 1 日まで「発明有功者」と「今年の発明王」の候補の申請（推薦）（*）を受けると発表した。

*発明有功者：2018 年 1 月 2 日（火曜）～2 月 1 日（木曜）

今年の発明王：2018年1月2日(火曜)～2月8日(木曜)

特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する発明の日の記念式は、発明有功者と優秀な発明家に褒賞を与えることで、発明家の矜持を保ち、発明の重要性に対する国民の認識を高めるために、毎年5月19日に開催される。

有功者褒賞の対象は、発明家、発明有功者、発明奨励有功者、発明指導有功者、発明奨励有功団体など、発明振興を通じて国家産業の発展に貢献した個人や団体であれば、誰でも申請できる。また、他人を推薦することもできる。発明の日を記念する有功褒賞を受ける人は、計80人前後となり、金塔をはじめとする産業勲章および褒章(14件前後)、大統領賞を含める表彰(67件前後)が与えられる予定である。

「今年の発明王」は新製品・新技術を開発して国家競争力の向上に大きく貢献した最優秀発明家1人に与えられる賞として3,000万ウォンの賞金およびトロフィーが授与される。「今年の発明王」は、発明の日の有功褒賞と重複受賞も可能であり、政府部処、広域地方自治体、研究機関、大学、企業、学界、協会および地域知識センターなどの長が候補を推薦できる。

第53回発明の日を記念する褒賞申請と記念式に関する詳細は、韓国発明振興会のホームページ(www.kipa.org)で確認できる。

*お問い合わせ：02-3459-2950、2793

2-3 2018年に新しく変わる知的財産制度

韓国特許庁(2018.1.11)

韓国特許庁は11日、第4次産業革命関連分野における早期権利化への支援、中小・ベンチャー企業における知的財産の競争力強化などを骨子とする「2018年に新しく変わる知的財産制度・支援施策」を発表した。

新知的財産制度は、第4次産業革命関連分野における早期権利化への支援、中小・ベンチャー企業における知的財産の競争力強化、国民向けサービスの改善などに重点を置いている。

詳しく見ると、

1. 第4次産業革命関連分野における早期権利化への支援

(特許優先審査を拡大) 第4次産業革命分野に対し、企業が特許を先取りする権利を支援するために7大産業分野(*)を特許出願優先審査の対象に含め、従来は16.4カ月であった審査期間を5.7カ月レベルに短くする(2018年上期に施行)

*AI、IoT、3Dプリンティング、自動運転、ビッグデータ、クラウド、知能型ロボット

(デザイン優先審査を拡大) 第4次産業革命の技術を活用したデザイン出願を優先審査の対象に含め、従来は5カ月であった審査期間が2カ月レベルに短くなる(2018年1月施行)

2. 中小・ベンチャー企業における知的財産の競争力強化

(年金登録料の減免拡大) 中小企業などに対する特許・実用・デザインの年金登録料の減免を3割から5割に増やし、9年目まで適用した減免期間も権利存続期間全体に拡大(2018年4月予定)

(スタートアップ特許バウチャー) スタートアップが必要とする時期に希望するIPサービスを選択し、支援を受けられる特許バウチャー(500~2000万ウオンの範囲)を提供(2018年2月施行)

(特許成長リワード制度) 中小企業および個人が特許庁に納付した年間出願料および最初登録料の総額が基準金額を超過した場合、金額規模により一定の割合(10~50%まで差をつける)をインセンティブとして提供し、他の手数料を納付する時に利用(2018年4月予定)

3. 国民向けサービスの改善

(特許先行技術調査の結果を提供) 専門人材が不足しているため、先行技術調査が困難な中小・ベンチャー企業の出願人を対象にし、先行技術調査の結果を審査前に提供するモデル事業を実施(2018年1月施行)

(一部指定商品の取消手続きを簡素化) 商標権の設定登録とともに一部指定商品を放棄する時、別途放棄書を提出せず、納付書にのみその趣旨を記載して提出するよう簡素化(2018年1月施行)

特許庁の報道官は「急成長している第4次産業革命分野に積極的に対応し、中小・ベンチャー企業に実質的に役立つ政策を展開することで革新成長エコシステムを構築する」と明らかにした。

2-4 核心特許で武装した中小企業、革新成長をリードする

韓国特許庁(2018.1.15)

韓国特許庁は特許ビッグデータを分析し、中小・中堅企業の新技術・新事業の創出に欠かせないR&D戦略を支援する「2018年IP-R&D戦略支援」事業の推進計画を確定し施行すると明らかにした。

「IP-R&D戦略支援」とは、中小・中堅企業が知的財産(IP)に基盤を置くグローバルな強小企業に成長できるように、知財権戦略の専門家と特許分析機関からなる専門チームが、特許などの知財権情報を分析して核心特許への対応、空白技術の導出、優秀な特許の確保などの戦略を支援する事業である。

今年は前年より11.3%増の197.3億ウォンの予算を投入し、前年に比べ25社増の計253社の中小企業のIP-R&D課題を支援する。

特に、今年は革新成長エンジン分野を中心に課題支援を高度化し、社会的企業向け専用課題などを通じた社会的弱者への支援も強化する。

まず、ICT融合分野では、製品とサービスを融合させるIP戦略を新たに支援する。製品だけでなく、製品に融合されるICTサービスに関する知的財産権(*)を確保することで、中小企業が核心ビジネスをリードし、第4次産業革命に備えられるようにする。

*ビジネスモデル特許、サービス利用時のユーザー経験(UX・UI)に関する特許・デザインなど

製薬・バイオ分野では、新薬事業化に欠かせない「特許」と「許可」の両方を共に考慮してR&D戦略を策定する特許-許可-R&D連携戦略の課題を新たに支援する。従来は企業が別々に進めていた特許確保と許可取得を連携させることで、許可規格まで反映した、より強力な特許を作り出せると見込まれる。

また、R&D全段階(課題発掘・企画・遂行・事業化)におけるIP-R&D支援ができるように課題の類型も昨年の2つから5つまで増やす。具体的には次のようである。

まず、「共同IP-R&D」(支援期間6カ月)では、各製造段階の企業と共に相互協力関係にある多数の企業が参加して共通の隘路技術に関する特許戦略を導き出し、有望なR&D課題を発掘できる。

「新技術・新事業戦略型」(5カ月)では、競合会社の特許分析など、新製品・新事業を企画するために、あらゆる特許分析方法を活用する。「R&D 遂行戦略型」(3カ月)と「問題解決型」(2カ月)では、特許分析を通じて難題に対する解決策を示し、「製品化戦略型」(3カ月)では、核心特許の補完と周辺技術・製造技術の特許確保など、迅速な製品化を支援する。

一方、雇用創出と二極化解消のために社会的企業(ソーシャルベンチャー(*)など)および再創業企業向け専用課題を運営する。

*創造性にに基づき、社会的問題解決を図る創業企業

ソーシャルベンチャーの保有特許件数は2件前後と、一般ベンチャー(4.5件)に比べて知財権の競争力が低いため、政府の積極的な支援が必要な状況である。IP-R&Dで脆弱層への適正技術を効果的に開発し、社会問題解決型の特許も取得できるとみられる。

ジェンダー革新(*)を利用したIP-R&D支援も行う。企業が性別の特性を考慮して製品・サービスの改善や診断・治療の精度向上につなげ、それを知財権として先取りできるように支援する計画である。例えば、男性だけでなく、女性の身体データも反映した衝突人体模型(dummy)を開発し、車両事故が発生した時の女性の負傷率を画期的に減らすことができる。

*性(ジェンダー)分析を一つのツールとして活用し、革新技術を開発すること

過去5年間(12~16年)でIP-R&Dを支援した課題は、支援していない課題に比べ、優秀な特許・海外特許の割合が2.3~3.4倍、R&Dのコスト削減など、経済的効果も予算比で6倍に達しており、今年もIP-R&Dが高品質な特許確保と企業の成長エンジンの拡充に大きな役割を果たすと見込まれる。

特許庁産業財産政策局の局長は「IP-R&Dへの支援を通じて、専門人材・資金が不足している中小企業が源泉特許を確保し、世界市場に進出するなど、多くの成果を収めた」とし、「中小企業が知的財産の競争力を確保して革新成長をリードできるように多角的な支援を続ける」と述べた。/IP-R&D戦略支援事業への参加をご希望の企業は、韓国特許戦略開発院のIP-R&D事業管理システム(ippro.kista.re.kr)を通じてオンラインで申請でき、上半期の申請期限は1月19日までである。

2-5 知能情報社会の主導権を確保するための標準特許創出を支援

韓国特許庁(2018.1.15)

韓国特許庁は、知能情報社会に備えた主要分野で中小・中堅企業および大学・公共研が標準特許を取得し、核心技術を先取りできるよう支援するために「2018 標準特許創出支援事業」の推進計画を確定し施行すると明らかにした。

標準特許創出支援事業は、標準特許の専門家、弁理士、標準の専門家などからなる支援専門チームが、韓国企業・機関が保有する技術に係る国際標準および特許を分析し、標準特許取得戦略の策定を支援する事業として 2010 年から推進されてきた。

世界 3 大標準化機構が認めた韓国の標準特許件数は 2011 年末 300 件に過ぎなかったが、これまでの支援を追い風に 2017 年 6 月末時点では 1,218 件となり 4 倍近くに伸び、標準特許を保有する企業・機関数も 14 から 27 に増えた。

近年、モノ・ヒト、製品・サービスなどがモノのインターネットやビッグデータ、人工知能などの核心要素技術につながり、相互連結・知能化する、いわゆる知能情報社会が到来している。そうした中で、相互連結の互換性を保証する国際標準を先取りするための標準特許の役割が強調されている。

これを受けて特許庁は、今年 28.7 億ウォンを投入し、企業・機関が知能情報技術に関する標準特許を戦略的に取得できるように支援する多角的事業を展開する予定である。

まず、モノのインターネット、自動運転車など、知能情報社会の核心分野で産・学・研による標準特許の取得可能性が高い有望技術を発掘する戦略マップを構築することで、優秀な技術を保有する企業・機関の研究開発および標準化戦略の策定に活用できるように支援する。

次に、科学技術情報通信部・産業通商資源部の R&D および標準化支援事業と連携させ、38 の産・学・研の課題を選定する。また、企業・機関の力や研究開発段階、標準化進行段階などを総合的に診断して先出願の地位を確保するための緊急出願戦略、標準技術の空白領域導出戦略などの標準特許取得戦略を提供することで、標準特許を創出する可能性を最大化する。

特に、今年の支援では標準化が迫っている課題の場合、標準特許だけでなく、標準技術が実際の生活に適用されるときに発生しかねない、多くの製品・サービスに関する標準

応用特許の確保戦略も提供する。これで、韓国の産・学・研が標準技術に係る、より強力な特許網で武装できるよう支援する見通しである。

*標準応用技術の例：ブルートゥース（標準技術）関連の無線ヘッドセット、ワイヤレスキーボードなど

また、標準特許統計と標準特許の詳細情報を提供する標準特許情報 DB を構築する一方、国民が標準特許に関する最新のニュースを接することができるようにサポートする標準特許専門誌（SEP Inside）を発刊することで、国家標準特許の競争力強化に向けて全方位で支援する。

特許庁産業財産政策局の局長は「標準特許の取得には研究開発および標準化進行状況を考慮した、緻密な特許戦略が欠かせない」とし、「優秀な技術を保有する企業・研究機関が標準特許を取得して第4次産業革命の時代の主役になれるよう集中的に支援したい」と述べた。

標準特許創出支援事業への参加をご希望の企業・機関は、特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）および韓国特許戦略開発院のホームページ（www.kista.re.kr）で詳細について確認できる。参加申請の締め切りは2018年1月23日である。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 環境配慮型政策を追い風にリチウム二次電池に関する PCT 国際特許出願が活発 韓国特許庁(2018.1.4)

韓国特許庁によると、最近10年間のリチウム二次電池に関する PCT 国際特許出願件数は、2008年の764件から2017年には2,589件へと増え、年平均14.5%の伸びを示した。これは、2016年に312億ドル（約34兆ウォン）であった世界のリチウム二次電池の市場

規模が 2022 年には 677 億ドル（約 74 兆ウォン）と 2 倍以上に拡大すると見込まれ、リチウム二次電池に関する特許取得を図る企業が取り組んだためだと考えられる。

*PCT 国際特許出願は特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）による特許出願で、一つの出願書を提出することで、米国、欧州をはじめとする世界 152 カ国で同時に特許を出願した効果がある。

主な出願人では、パナソニック（1,187 件、6.5%）、LG 化学（1,104 件、6.0%）、トヨタ（1,088 件、5.9%）が上位を占めた。出願人の国籍では、日本が 7,986 件（43.7%）で 1 位となり、続いて米国、韓国、ドイツの順であった。最近、電気自動車産業が急成長している中国は 5 位となっている。

リチウム二次電池は大きく見ると、陽極材、陰極材、電解質、分離膜からなる。技術分野別の出願割合を見ると、陽極材に関する技術が 30.5%と最も高く、陰極材 17.2%、電解質 14.1%、分離膜 9.4%、電池製造技術 17.4%となっている。韓国企業の出願比率を見ると、電池製造技術は 27.7%と、他の国に比べて高いが、陽極材、陰極材はそれぞれ 25.2%、12.3%と低くなっている。陽極材などの素材分野は、バッテリーの出力に大きな影響を与える付加価値の高い技術として韓国企業の積極的な技術開発および特許取得が欠かせない。

特許庁国際特許出願審査 1 チームのチーム長は、「リチウム二次電池の市場が電気自動車、エネルギー貯蔵システムなどに拡大され、技術競争が一層過熱している」とし、「日本が独走していることや中国が猛スピードで追い上げている状況で、韓国企業が海外市場を拡大するためには技術開発と共に PCT 国際特許出願などを活用して海外での特許取得にもっと取り組む必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム